

「本明川ダム建設事業の利水対策案等に対する意見聴取について（照会）」に対する関係河川使用者等の回答について

平 25 年 7 月

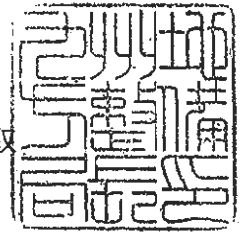
国土交通省 九州地方整備局



国九整河計第112号
平成25年3月19日

長崎県知事
中村 法道 様

国土交通省 九州地方整備局長
吉崎 収



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本明川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付け国河計調第6号）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴殿に関係する対策案について意見を求めます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々と事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

【ご意見を頂く対策案】

1. 流水の正常な機能の維持対策案

現 計 画 案：本明川ダム建設事業

対策案（1）：河道外貯留施設

対策案（4）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）

対策案（9）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）

対策案（10）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）

対策案（11）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）

対策案（12）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設

対策案（16）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

対策案（17）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成25年4月17日（水）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

TEL 092-471-6331（代表） FAX 092-476-3470

※これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

〔九州地方整備局ホームページ〕

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>

24河第 440号
平成25年4月 9日

国土交通省九州地方整備局長 様

長崎県知事 中村法道



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における流水の
正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について(回答)

平成25年3月19日付け国九整河計第112号で貴職から照会のあ
った標記について、別紙のとおり回答します。



本明川ダム建設事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

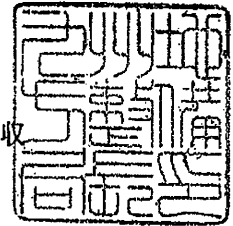
①団体名	長崎県
②担当者名	長崎県土木部河川課 ダム班 [REDACTED]
③連絡先 (TEL)	[REDACTED]
④ご意見 全般	本明川ダムは、県としても河川整備基本方針及び河川整備計画の策定プロセスを踏まえた上で必要と考えていることから、検証にあたっては、地域の意見を最大限尊重するとともに、速やかに検証作業を進め、早期に対応方針を決定していただきたい。
(1):河道外貯留施設	河道外貯留(47ha)を想定されている土地は、優良農地であり地域の生活基盤となっていることから地域への社会的影響が大きいと思われる。
(4)ダム再開発(荳瀬ダムかさ上げ)	郡川下流域では、水道用水や農業用水として地下水を利用しており、郡川の流水は、地下水を涵養する役割を果たしていることから、新たな域外への導水は市民感情等に十分配慮する必要がある。また、現在の荳瀬ダムは、昭和36年度に完成したダムを平成13年度に再開発したダムであり、これまで2度の移転を強いられた地権者もおられます。更に再開発を行う場合、3度の移転を強いることとなるばかりか、小学校の移転も生じるため、地域への社会的影響が大きいと判断する。
(9)ダム再開発(荳瀬ダムかさ上げ)+他用途ダム容量買い上げ(荳瀬ダムの利水容量)	(4)の回答に加えて、荳瀬ダムでは、計画通りの容量でダム運用が行われていることから、容量買い上げは極めて困難と判断する。
(10)ダム再開発(荳瀬ダムかさ上げ)+他用途ダム容量買い上げ(土師野尾ダムの利水容量)	(4)の回答に加えて、土師野尾ダムでは、計画通りの容量でダム運用が行われていることから、容量買い上げは極めて困難と判断する。
(11)他用途ダム容量買い上げ(小ヶ倉ダムの利水容量)	小ヶ倉ダムでは、農業用かんがい用水等として計画通りの容量でダム運用が行われていることから、容量買い上げは極めて困難と判断する。
(12)ダム再開発(土師野尾ダムかさ上げ)+河道外貯留施設	(1)の回答に加えて、土師野尾ダムをかさ上げする場合、ダムサイト左岸側はやせ尾根地形を呈していることから、十分な調査検討が必要である。
(16)他用途ダム容量買い上げ(荳瀬ダムの利水容量)+河道外貯留施設	(1)に加えて、荳瀬ダムでは、計画通りの容量でダム運用が行われていることから、容量買い上げは極めて困難と判断する。
(17)他用途ダム容量買い上げ(土師野尾ダムの利水容量)+河道外貯留施設	(1)に加えて、土師野尾ダムでは、計画通りの容量でダム運用が行われていることから、容量買い上げは極めて困難と判断する。



国九整河計第112号
平成25年3月19日

長崎市長
田上 富久 様

国土交通省 九州地方整備局長
吉崎 収



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本明川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付け国河計調第6号）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴殿に関係する対策案について意見を求めます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々と事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

【ご意見を頂く対策案】

1. 流水の正常な機能の維持対策案

現 計 画 案：本明川ダム建設事業

対策案（1）：河道外貯留施設

対策案（4）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）

対策案（9）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）

対策案（10）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）

対策案（11）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）

対策案（12）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設

対策案（16）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

対策案（17）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成25年4月17日（水）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

TEL 092-471-6331（代表） FAX 092-476-3470

※これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

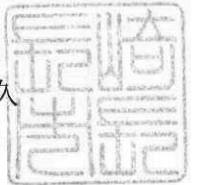
【九州地方整備局ホームページ】

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>

長水事管第 402 号
平成 25 年 4 月 11 日

国土交通省 九州地方整備局長
吉崎 収 様

長崎市長 田上 富久



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能
の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成 25 年 3 月 19 日付、国九整河計第 1 1 2 号で照会がありました標記の件につき
まして、別紙のとおり回答いたします。



本明川ダム事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

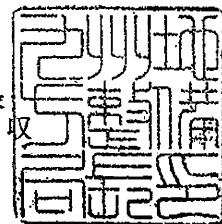
①団体名	長崎市
②担当者名	事業管理課 [REDACTED]
③連絡先(TEL)	[REDACTED]
④ご意見	<u>対策案(4):ダム再開発(萱瀬ダムかさ上げ)について</u> 萱瀬ダムの放流ゲート改築や周辺道路の付替等工事が長期化する恐れがあるため、上水道用水の取水に影響を及ぼすと思われます。 <u>対策案(9):ダム再開発(萱瀬ダムかさ上げ)＋他用途ダム容量買い上げ(萱瀬ダムの利水容量)について</u> 萱瀬ダムの利水容量の買い上げについては、長崎市が上水道事業を行う上での水源として、現在使用していることから、この対策案については、認められません。 <u>対策案(10):ダム再開発(萱瀬ダムかさ上げ)＋他用途ダム容量買い上げ(土師野尾ダムの利水容量)について</u> 萱瀬ダムの放流ゲート改築や周辺道路の付替等工事が長期化する恐れがあるため、上水道用水の取水に影響を及ぼすと思われます。 <u>対策案(16):他用途ダム容量買い上げ(萱瀬ダムの利水容量)＋河道外貯留施設について</u> 萱瀬ダムの利水容量の買い上げについては、長崎市が上水道事業を行う上での水源として、現在使用していることから、この対策案については、認められません。



国九整河計第112号
平成25年3月19日

諫早市長
宮本 明雄 様

国土交通省 九州地方整備局長
吉崎 収



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本明川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付け国河計調第6号）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案に係る施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴局に關係する対策案について意見を求めます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々と事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

【ご意見を頂く対策案】

1. 流水の正常な機能の維持対策案

現 計 画 案：本明川ダム建設事業

対策案（1）：河道外貯留施設

対策案（4）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）

対策案（9）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）

対策案（10）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）

対策案（11）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）

対策案（12）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設

対策案（16）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

対策案（17）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴局の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成25年4月17日（水）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 河川部

河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

TEL 092-471-6331（代表）

FAX 092-476-3470

※これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

〔九州地方整備局ホームページ〕

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>

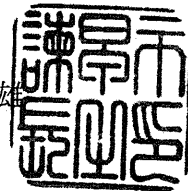


25諫ダム第 2 号

平成25年4月12日

国土交通省九州地方整備局長 殿

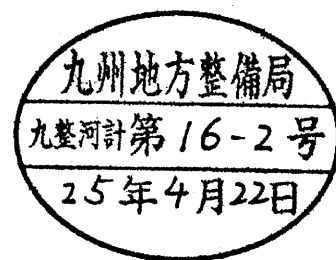
諫早市長 宮本 明雄



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における

流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年3月19日付け国九整河計第112号で貴職から照会があった標記のことについて、別添のとおり回答します。



本明川ダム事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

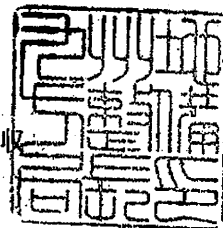
①団体名	諫早市
②担当者名	建設部 ダム推進室
③連絡先(TEL)	
④意見	<u>現計画案：本明川ダム建設事業</u> - 本市は、地形的な要因から渇水になると流水が枯渇し、農業用水や河川の維持用水の確保が困難となることから、安定した水資源の確保を図る上で、本明川ダムの整備促進を強く要望します。 <u>対策案（１）：河道外貯留施設</u> - 貯水池の新設予定エリアは基盤整備をおこなった優良田園地域であり、今後も保全・活用すべき農用地区域の指定もしていることから、本エリアでの開発行為は適当でないと考えます。 <u>対策案（４）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）</u> - 萱瀬ダムは、長崎県が管理するダムであり諫早市域外でもあるため、諫早市の立場からの意見はありません。 <u>対策案（９）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）</u> （４）の意見と同じです。 <u>対策案（１０）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）</u> - 土師野尾ダムは、諫早市水道事業の貴重な水道水源です。飲料水の供給を図る上で常時取水しており、譲渡することはできません。 - 萱瀬ダムのかさ上げに対する意見は、（４）と同じです。 <u>対策案（１１）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）</u> - 小ヶ倉ダムの利水容量の一部は、諫早市水道事業の貴重な水道水源です。飲料水の供給を図る上で常時取水しており、譲渡することはできません。また、農業用水は利水者が小ヶ倉ため池土地改良区であるため、同団体の意見を尊重して頂くことで、諫早市としての意見は特にありません。 <u>対策案（１２）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設</u> - かさ上げを行うことにより、水質への悪影響が懸念されます。また、工事期間中、既存の利水容量がこういった形で確保されるのか等、取水に支障をきたすようなことは容認できません。 - 河道外貯留施設に対する意見は、（１）と同じです。 <u>対策案（１６）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設</u> - 萱瀬ダムの利水容量の買い上げは、（９）と同じです。 - 河道外貯留施設に対する意見は、（１）と同じです。 <u>対策案（１７）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設</u> - 土師野尾ダムの利水容量の買い上げに対する意見は、（１０）と同じです。 - 河道外貯留施設に対する意見は、（１）と同じです。



国九整河計第112号
平成25年3月19日

大村市長
松本 崇 様

国土交通省 九州地方整備局長
吉崎 収



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本明川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付け国河計調第6号）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴殿に関係する対策案について意見を求めます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々と事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

【ご意見を頂く対策案】

1. 流水の正常な機能の維持対策案

現 計 画 案：本明川ダム建設事業

対策案（1）：河道外貯留施設

対策案（4）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）

対策案（9）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）

対策案（10）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）

対策案（11）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）

対策案（12）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設

対策案（16）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

対策案（17）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成25年4月17日（水）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 河川部

河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

TEL 092-471-6331（代表）

FAX 092-476-3470

※これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

【九州地方整備局ホームページ】

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>

平成 25 年 4 月 17 日
大 市 企 第 277 号

国土交通省 九州地方整備局
局長 吉崎 収 様

大村市長 松 本 崇

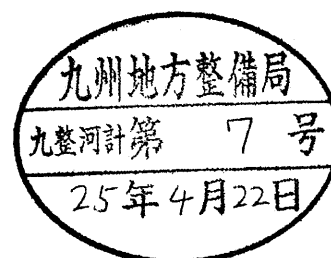
本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

標記について、平成 25 年 3 月 19 日付国九整河計第 112 号により求められた意見について、別紙のとおり回答いたします。

記

1. 提 出

意見書 1 部



(意見提出様式)

本明川ダム事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

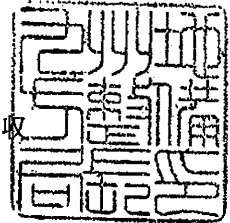
①団体名	大村市
②担当者名	
③連絡先(TEL)	
④ご意見	(意見案) 萱瀬ダムは、昭和 36 年の建設以来、長年にわたり大村市及び長崎市の生活用水確保のほか、河川流域の洪水調節や農業用水、不特定利水等の治水機能など重要な役割を担ってきた。 また、近年の給水人口の増加に対応し、将来にわたる安定的な生活用水を確保するため、昭和 56 年から平成 13 年にかけて大規模な萱瀬ダムの嵩上げ工事（第 9 回拡張工事）を実施したところである。 今回、本明川ダム建設の代替案として国から示された萱瀬ダムの新たな嵩上げ計画については、第 9 回拡張工事後の貯水及び給水状況の推移を踏まえると、ダム嵩上げ後の分水や利水の買い上げの実現性は厳しく、また、さらなる嵩上げによる河川生態系への大きな影響も懸念される。 このようなことから、本明川ダム事業の流水の正常な機能の維持対策について、本市として現計画の受け入れは極めて困難であると判断する。



国九整河計第112号
平成25年3月19日

小ヶ倉ため池土地改良区
理事長 西山 岩喜 様

国土交通省 九州地方整備局長
吉崎 収



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における
流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）

日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本明川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、「実施要領細目」という。）（平成22年9月28日付け国河計調第6号）に基づき、ダム事業の検証を実施しているところ です。

このたび、国土交通省九州地方整備局において、複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者（流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者）、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴殿に関係する対策案について意見を求めます。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々と事前協議や調整は行わず、検討主体である九州地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解頂きますようお願い致します。

【ご意見を頂く対策案】

1. 流水の正常な機能の維持対策案

現 計 画 案：本明川ダム建設事業

対策案（1）：河道外貯留施設

対策案（4）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）

対策案（9）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）

対策案（10）：ダム再開発（萱瀬ダムかさ上げ）＋他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）

対策案（11）：他用途ダム容量買い上げ（小ヶ倉ダムの利水容量）

対策案（12）：ダム再開発（土師野尾ダムかさ上げ）＋河道外貯留施設

対策案（16）：他用途ダム容量買い上げ（萱瀬ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

対策案（17）：他用途ダム容量買い上げ（土師野尾ダムの利水容量）＋河道外貯留施設

2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご承知下さい。

3. ご回答期限

平成25年4月17日（水）までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

4. 問い合わせ先及び提出先

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省 九州地方整備局 河川部

河川計画課長 藤本 雄介

建設専門官 石橋 浩

TEL 092-471-6331（代表）

FAX 092-476-3470

※これまでの検証の状況については、九州地方整備局のホームページにて公開しております。

【九州地方整備局ホームページ】

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html>



小ヶ倉 第 4 号

平成 2 5 年 4 月 1 5 日

国土交通省 九州地方整備局

局 長 吉 崎 収 様

小ヶ倉ため池土地改良区

理 事 長 西 山 岩 喜



本明川ダム建設事業の検証に係る検討における流水の正常な機能の
維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成 2 5 年 3 月 1 9 日付、国九整河計第 1 1 2 号で意見聴取がありました標記の件に
ついて、別紙のとおり回答致します。

記

1. 意見書 別紙のとおり



(別添 2 : 意見提出様式)

本明川ダム事業の流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

①団体名	小ヶ倉ため池土地改良区
②担当者名	■■■■■
③連絡先(TEL)	■■■■■
④ご意見	対策案(11)：多目途ダム容量買い上げ(小ヶ倉ダムの利水容量)について 小ヶ倉ダムは、県営かんがい排水事業により、水源に乏しく農業用水不足に悩まされていた為に、干ばつ被害を除去し、農業経営の安定化を図る目的で造成されたダムではあるが、平成6年の渇水時は、用水不足となり、営農に支障をきたした事もあった。 もし、容量を買い上げとなると用水不足が目に見えており、また地元(受益者)の合意も得られる見込みもない為、容認出来ません。